

令和元年5月1日

文化庁長官 様

住所 長野県飯田市川路〇〇番地

申請者

氏名 天龍 太郎

提出部数は 3部 です
提出先は「飯田市教育委員会
文化財保護活用課 文化財活用係」まで

内容を簡潔に記載

押印は不要です

名勝 天龍峡の現状変更（ 堀の改修 ） 許可申請書

文化財保護法第 125 条第 1 項の規定による許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

名勝 天龍峡

2 指定年月日

昭和 9 年 1 月 22 日

3 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

長野県飯田市龍江・川路地籍

4 所有者の氏名又は名称及び住所

氏名：天龍 太郎

住所：長野県飯田市川路〇〇番地

現状変更をしようとする土地（2枚目の13に係る地番）の所有者名等を記入して下さい。複数いる場合は、番地毎に所有者を記入して下さい。申請者と異なる場合は、土地所有者の承諾書が必要です。

5 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

なし

民法に基づく所有者とは別の占有者がある場合のみ記載して下さい。

6 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

名称：飯田市

所在地：長野県飯田市大久保町 2534 番地

7 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

なし

8 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

氏名：天龍 太郎

住所：長野県飯田市川路〇〇番地

1枚目の申請者と同じ内容です。

9 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由

屋敷周りの木製塀の老朽化が激しく危険であり、安全上改修が必要なため。

文化財活用係と相談の上記入して下さい。

10 現状変更等の内容及び実施の方法

既存の塀を撤去後、延長20m、幅0.3m、高さ1.5mの木製塀を屋敷周りに設置する。基礎は同位置、幅0.3m、深さ0.3mの規模となり、機械及び人力で実施する。素材は、木部は白木、屋根部は日本瓦（色彩は灰色系）とする。

具体的な実施方法と内容（法量・素材・色彩等）を記入して下さい。

11 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項

改修の規模は現在と同じで、基礎工事は必要最小限に留めた施工であり、地表面形状は現状と変わらない。素材は自然素材及び日本瓦を用いており、景観に配慮している。

文化財活用係と相談の上記入して下さい。

12 現状変更等の着手及び終了の予定時期

着手：許可日から

終了：令和元年12月31日まで

終了時期は十分余裕を持たせて下さい。

複数年度にかかわる期間も可能です。

13 現状変更等に係る地域の地番

長野県飯田市川路〇〇番

今回申請する現状変更等を行いたい場所の地番を記入して下さい。

14 現状変更等に係る工事その他の行為の施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

名称：株式会社 △△設備

代表取締役 龍江 次郎

所在地：飯田市龍江〇〇番地

施工業者等の名称、又は未定の場合には、「未定」と記入して下さい。

15 その他参考となるべき事項

【添付書類】

- (1) 現状変更等の設計仕様書及び設計図
- (2) 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図
- (3) 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真
- (4) 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
- (5) 許可申請者が所有者以外の者であるときは、その所有者の承諾書
- (6) 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
- (7) 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外のものであるときは、管理団体の意見書

(1)～(6)までの図面等が必要になりますので、文化財活用係と相談して下さい。